

## 「BUBKA ZERO」に関する措置命令について

当社製品「BUBKA ZERO」と称する育毛剤及び同育毛剤を含むセット商品（以下「本件商品」といいます。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第七条第一項の規定に基づく措置命令に従い、次の通り周知します。

当社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、アフィリエイト広告において、令和元年9月25日に「『有名大学がマウス実験で実証』 医療関係者も勧める『90%がフサフサになった育毛剤』がヤバイ!」、「悩んでいたのがウソのように、たった2ヶ月で髪がフサフサになったんです!!!」等と表示し、また、同年7月30日に「【新常識! 薄毛の原因は●●だった】世界的な科学誌が推奨の毛髪再生法 有名医科大のマウス実験で実証済! 試した90%以上がボリューム復活!?」、「長年ハゲとバカにされてきた私がたったの1か月で」、並びに「before」と記載のある毛髪が薄い頭頂部の画像及び「after」と記載のある毛髪が濃い頭頂部の画像と共に、「『カツラ!?’ 同僚から疑われましたw」等と表示することにより、あたかも本件商品を使用するだけで本件商品に含まれる成分の作用により、短期間で外見上視認できるまでに薄毛の状態が改善されるほどの発毛効果が得られるかのように示す表示をしていました。

これらの表示は本件商品の内容について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

本件により、お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしたことを、深くお詫び申し上げます。

株式会社 T.S コーポレーション

代表取締役 平岡大輔

本件に関するご質問等は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

電話：0120-888-228（平日 9:00～18:00）

Email：info@bubka.jp